

Q1. 委託事業者募集要項内の「(5) 提出書類および提出部数」に「⑧ 障害者雇用状況報告書の写し (1部 報告義務のある方のみ)」とありますが、障害者を雇用していない場合は、提出不要という理解でよろしいでしょうか。

A1. 障害者雇用状況報告書とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項及び同施行規則第8条に基づき、企業全体の常用労働者(除外率により除外すべき労働者を控除した数)が 45.5人 (特殊法人にあつては、40人) 以上の事業主が、毎年6月1日現在における障害者である労働者の雇用状況を、事業主の主たる事業所の所在地を管轄する公共職業安定所あて、報告することを義務付けられているものです。そのため、障害者の雇用の有無にかかわらず、御社が全体として上記に該当する法人であれば、ご提出いただいているかと思しますので、公共職業安定所が受付した書類の写しをご提出ください。上記に該当しない場合は、当方への提出は不要です。

Q2. 弊社は、日本国内で上場している現地日系企業の海外子会社ですが、現地での株式市場には上場しておりません。
当グループでは、現地で上場していない子会社の場合は、会社の方針により当該子会社の財務諸表の開示は行っておりません。
このため、今回の提出書類に、財務諸表の添付が義務付けられておりますが、上記の理由により、代わりに親会社の連結財務諸表を提出させていただく事でよろしいでしょうか？

A2. 募集要項に基づき、基本的に、応募企業の直近の決算期(1年分)の財務諸表をご提出下さい。また、現地語の財務諸表を提出の場合は、併せて日本語訳を添付ください。会社の方針により非上場現地子会社の財務諸表をご提出いただけない場合は、参考資料として、親会社の連結財務諸表を提出下さい。審査の際の参考とさせていただきます。

Q3. 委託事業者募集要項内の「(5) 提出書類および提出部数」の「① 応募申込書(様式1)」に「直近の財務諸表」とありますが、その内容について、どこまでを求められているかを教えてください。

A3. 財務諸表につきましては、日本の会計基準では、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、株主資本等変動計算書を指します。そのため、上記の4種類の書類をご提出いただきますようお願いいたします。
また、財務諸表につきましては、直近の1年分をご提出いただきたいため、例えば3月末決算であれば、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの、応募企業の財務諸表をご提出ください。

Q4. 基本委託料に含まれるデスク業務内容として、「大阪への投資・企業誘致につながる現地企業を発掘し、企業情報を機構に提供」とありますが、どのように提案したらよろしいのでしょうか。

A4. 例えば、応募企業が把握する現地企業、もしくは現地のビジネスイベントに参加する現地企業のうち、大阪への投資等に関心を持っている企業を紹介するなどの形でご提案ください。(イベント名や紹介企業数はできる限り具体的に記載してください。現地企業の情報を得る方法は上記に限りませんので、自由に提案してください。)